販売業者等情報開示請求書

年 　月 　日

LINEヤフー株式会社

取引DPF消費者保護法開示請求受付係　宛

［開示請求を行う者］

住所

氏名

連絡先

（電話番号）

**販売業者等情報開示請求書**

貴社が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われた販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権を行使するために、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」といいます）第５条第１項に基づき、貴社が保有する、下記記載の販売業者等情報を開示下さるよう、請求します（以下「本請求」といいます）。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含みます。）に虚偽の事実が含まれており、その結果貴社が販売業者等情報を開示された販売業者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。また、開示された販売業者等情報を下記の「上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情」欄記載以外の用途では使用いたしません。

**記**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取引デジタルプラットフォームの名称 | | ■ Yahoo!ショッピング  □ Yahoo!オークション（ストア出品）  □ PayPayグルメ  □ PassMarket  □ その他（　　　　　　　　　） |
| 取引の際に用いていた  Yahoo! JAPAN ID | | （例）yahoo\_taro |
| 下記販売業者等と取引を行った者は消費者（注1）である | | ■ はい  □ いいえ |
| 取引を行った販売業者等  の名前・名称 | | （例）○○ストア |
| 販売業者等との取引日時 | | （例）×年×月×日　×時ごろ |
| 販売業者等との取引内容  （存在すれば当該取引固  有の番号等） | | ・対象取引を特定する情報  （例）https://store.shopping.yahoo.co.jp/\*\*\*\*\*/\*\*\*\*\*.html  ※Yahoo!ショッピングの場合は対象取引物の出品URLまたは注文番号を記載ください。  ※Yahoo!オークションの場合はオークションIDまたは対象取引物の出品URLを記載ください。  ※その他サービスの場合は対象取引物の出品URL等、対象取引を一意に特定できる情報を記載ください。  ・取引内容（購入した商品又は提供を受けた役務など）  （例）かばん |
| 本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由 | 販売業者等との間の売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権額 | １．金額  　（例）15,000円  ※債権額の合計が１万円を超えない場合、本請求は認められません（法施行規則第４条）。  ２．上記金額の根拠（取引内容に関する債務不履行の事情など債権が発生していると考えている根拠、計算式等を具体的にご記入ください。）  （例）購入額：15,000円  ※拡大損害や慰謝料を主張する場合には、その主張が合理的であることを裏付ける事実関係と共に、資料等を添付してください。例えば、慰謝料を主張する際には、当社において当該金額の慰謝料が「存在する外観」が認められるのか判断できるように、当該金額の根拠とした資料を添付していただく必要があります。 |
| 上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情 | ①これまでの販売業者等とのやり取り及び交渉の経緯  （例）上記記載の取引で購入した商品の持ち手部分が壊れていたので、〇○（販売業者等）とYahoo!ショッピングのメッセージ機能を用いて返金をお願いしていたが連絡が返ってこなかった。×年×月×日には、〇○に対して、会社概要に記載されていた○○―○○○○－○○○○（電話番号）に架電してみたもののつながることはなかった。  ②①を踏まえて販売業者等に対して行おうとしていることなどを、時系列順に具体的にご記入ください。  （例）〇○に対して、訴訟外での交渉を行うべく、下記のとおり〇○の電話番号の確認を必要としている。 |
| 本請求の対象となる販売業者等情報（複数選択可） | | □ 販売業者等の氏名及び名称（販売業者等が法人その他の団体の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名を含む。）  □ 販売業者等の住所  ■ 販売業者等の電話番号  □ 販売業者等の電子メールアドレス  □ 販売業者等が法人その他の団体にあっては、法人番号 |
| 法第５条の要件を充足することを証する証拠 | | ■ 添付資料あり |
| 開示を受けた販売業者等情報を当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的のために利用しないことを誓約する（注2） | | ■ 誓約する |
| その他参考事項 | |  |

（注1）「消費者」とは、事業を行わない個人（法第２条第３項）であり、法第５条の開示請求は、消費者又は当該消費者の代理人が行うことができるものです。

（注2）法第５条第１項ただし書により、販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で本請求を行うことは認められません。なお、「その他の不正の目的」とは、例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いて販売業者等の業務を妨害する目的（例えば、開示を受けた電話番号に何度も無言電話をする。）や、個人である販売業者等の販売業者等情報を用いて当該販売業者等の生命、身体等に危害を加える目的（例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いてストーカー行為を行う。）等が含まれます。

以上